

大竹市告示第 1 7 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに変更届出書を縦覧に供する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日

大竹市長 入 山 欣 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン大竹

(2) 所在地 大竹市晴海一丁目 1 番 5 号

2 変更した事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	変更前面積	変更後面積
本棟（位置の変更無し）	2 6 0 m ²	2 6 0 m ²
地元棟（位置の変更無し）	9 5 m ²	9 5 m ²
家電棟（位置の変更無し）	1 5 3 m ²	1 5 3 m ²
ホームセンター棟	1 7 5 m ²	0 m ²
ペットショップ棟（位置の変更無し）	3 2 m ²	3 2 m ²
合計	7 1 5 m ²	5 4 0 m ²

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	変更前面積	変更後面積
本棟（位置の変更無し）	9 2 m ³	9 2 m ³
地元棟（位置の変更無し）	1 9 m ³	1 9 m ³
家電棟（位置の変更無し）	5 2 m ³	5 2 m ³
ホームセンター棟	2 3 m ³	0 m ³
ペットショップ棟（位置の変更無し）	0 . 7 m ³	0 . 7 m ³
合計	1 8 6 . 7 m ³	1 6 3 . 7 m ³

3 変更年月日

令和4年1月1日

4 変更する理由

ホームセンター棟の取壊しのため

5 届出年月日

令和4年10月7日

6 変更届出書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

大竹市総務部産業振興課（大竹市小方一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和4年11月21日から令和5年3月21日まで。ただし、日曜日、土曜日、大竹市の休日を定める条例（平成元年大竹市条例第21号）第1条に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、大竹市に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年3月21日

(2) 提出先

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市総務部産業振興課